

平成 19 年 3 月 23 日

各 位

会社名 トッキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 津上健一
(JASDAQ・コード9813)
問合せ先 執行役員 経営統括部長 鈴木孝文
電話 03-5205-2901

第三者割当による新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行並びに
コミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 23 日開催の取締役会において、メリルリンチ日本証券株式会社（本社：東京都中央区。以下「割当先」といいます。）を割当先とする新株式及び第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行、並びに証券取引法による届出の効力発生後に、割当先との間で、下記の内容を含むコミットメント条項付第三者割当て契約を締結することを決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 新株式発行並びに新株予約権発行の理由

当社は、これまで液晶ディスプレイに代わる次世代ディスプレイとして認識されている有機EL（エレクトロ・ルミネッセンス）パネル量産製造装置を中核とする真空技術応用製品事業やNC工作機械等販売事業、及びその他事業の3事業を中心に事業の拡大を行ってまいりました。

平成 19 年 1 月 26 日付『特別損失の発生及び平成 19 年 6 月期業績予想の修正及び配当予想の修正に関するお知らせ』にて発表の通り、昨年後半から今年に入り、数社の台湾企業が、有機EL事業からの撤退・縮小を行ったことなどから、当社は今期、大幅な特別損失を計上する予定ではございますが、有機ELパネル製造装置関連事業の市場環境におきましては、メインディスプレイに有機ELを採用したフルカラー・ワンセグ対応の携帯電話をはじめ、複数社から有機ELが搭載された製品の発売計画が発表されており、国内・海外メーカーの有機ELディスプレイの量産が加速し、引合・受注は回復すると予測されます。

また、平成 19 年 1 月 26 日付『GE グローバル・リサーチセンターと有機ELディスプレイ・有機エレクトロニクス製品等製造向け「PE-CVD 膜封止技術及び装置」の共同開発及び商業活動に関する業務提携のお知らせ』にて発表した米国ゼネラル・エレクトリック社（GE、以下「GE」という）との共同開発及び商業活動における業務提携により、有機ELパネルのみならず、有機照明、有機太陽電池、有機半導体などの次世代技術を含めた有機エレクトロニクス技術の発展と近い将来における当社の製造装置の売上増加を見込んでおります。

このような状況の下、当社は、今期計上する予定である大幅な自己資本の毀損と近い未来に予想される増加運転資金への対応として、資金調達手段の検討を行ってまいりました。

ご注意：この文書は、当社が新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

この度の新株式の発行は、GEとの提携に伴う設備投資資金の一部に充当するために行うものであり、同時に自己資本を充実させ財務体質の強化を図るために行うものです。

また、第1回新株予約権の発行は、次に示す特徴を有しており、将来における適時適切な機動的な資本増強を図る体制を整備するという当社の目的に鑑み、現時点で当社が採りうる最良の選択であると考えております。

本新株予約権の発行スキームの特徴は、当社に資金需要が発生し本新株予約権の行使を希望する場合には、一定期間内に当社の指定した数の本新株予約権を行使することを強制でき（エクイティ・コミットメントラインと呼ばれる手法です。）、他方、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、当社の指定する期間、本新株予約権の行使を禁止することができる（以下「行使停止条項」といいます。）という点です。

この手法により資金需要に応じた柔軟な資金調達を実現することで、当社は、既存株主の利益を十分に配慮することができると考えております。以下に、本新株予約権の発行スキームの概要を記載いたします。

【エクイティ・コミットメントラインについて】

この手法は、あらかじめ一定数の新株予約権を割当先に付与した上で、資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定できる仕組みとなっており、割当先は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、一定期間中に指定された数の本新株予約権を行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。但し、当社が1度に指定できる本新株予約権数には一定の限度があり、複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を開けなければなりません。また、当社の株価が、一定の水準を下回る場合、未公表の当社インサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

また、当社は、上述した行使停止条項に基づき、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。但し、約2年間の行使請求期間のうち最後の1ヶ月間については、停止指定を行うことはできません。また、平成19年4月10日から平成21年2月20日までのいずれかの取引日における当社普通株式の終値が割当日の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の50%に相当する金額を下回った場合、又は平成21年2月23日から同年3月2日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合には、割当先は、平成21年3月3日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる

ご注意：この文書は、当社が新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権を取得します。

【その他の特徴について】

- ①本新株予約権の目的である当社普通株式数は 280 万株で一定であるため、株価動向によらず、最大希薄化株式数は限定されております。
- ②本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、当社株価が大幅に上昇した場合には、それに連動して行使価額も制限無く上昇するため、当社が株価上昇のメリットを享受できる設計になっております。
- ③本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権に係る払込金額と同額の金銭を割当先に払い戻すことにより、当社は本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することが出来るようになっております。
- ④割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんが、実務上対応可能な限り市場に配慮した行使を行い、機関投資家を中心とした販売に努める予定です。また、割当先は、本新株予約権の権利行使を前提としたつなぎ売り等（注）以外の空売りを目的として、第三者と貸株契約を締結しません。

（注）つなぎ売り等・・・新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一銘柄の株券の売り付けを行うこと等

なお、割当先証券会社については、商品性や過去の実績等を総合的に勘案の上、決定いたしました。

ご注意：この文書は、当社が新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

Ⅱ. 第三者割当による新株式発行

1. 発行新株式数	当社普通株式	283,000株
2. 発行価額	1株につき	353.70円
3. 発行価額の総額		100,097,100円
4. 発行価額中資本 に組入れない額	1株につき	176.70円
5. 資本組入額の総額		50,091,000円
6. 申込日		平成19年4月9日(月曜日)
7. 払込期日		平成19年4月9日(月曜日)
8. 割当先及び割当株式数	メリルリンチ日本証券株式会社	283,000株
9. 払込取扱場所	株式会社りそな銀行 銀座支店	
10. 新株券交付日		平成19年4月9日(月曜日)
11. その他		

(1) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他上記新株の発行に関し必要な事項は、取締役会において決定する。

(注) 発行価額の決定方法 平成19年3月22日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 393円を参考に上記金額とした。(ディスカウント率10%)

以 上

ご注意：この文書は、当社が新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

Ⅲ. 第三者割当による新株予約権発行

1. 本新株予約権の名称

トッキ株式会社第1回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申 込 期 日

平成19年4月9日（月曜日）

3. 割 当 日

平成19年4月9日（月曜日）

4. 払 込 期 日

平成19年4月9日（月曜日）

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割当ててゐる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,800,000株とする（本新株予約権1個当りの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は2,800株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

金9,380円（本新株予約権の目的である株式1株当たり3.35円）

ご注意：この文書は、当社が新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初432.30円とする。

10. 行使価額の修正

第17項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の前日まで（当日を含む。）の3連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記3連続取引日の間に第11項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。「下限行使価額」は当初、第3項記載の割当日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新発行} \cdot & \times & \text{1株当りの} \\ & & & \text{処分株式数} & & \text{払込金額} \\ & & \text{既発行} & + & & \\ & & \text{株式数} & & & \text{時価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\quad}{\quad} & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}{\quad} & \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

ご注意：この文書は、当社が新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株券の交付については第18項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普

ご注意：この文書は、当社が新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成19年4月10日から平成21年4月10日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、(i)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、(ii)本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり9,380円の価額で、本

ご注意：この文書は、当社が新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、(i)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第 273 条の規定に従って通知をし、(ii)本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第 273 条、第 274 条及び第 293 条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 9,380 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。当該行使に係る本新株予約権につき本新株予約権証券が発行されている場合は、上記通知に加えて、当該本新株予約権証券を行使請求受付場所に対して提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知（及び新株予約権証券が発行されている場合は新株予約権証券の提出）に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 21 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知（及び新株予約権証券が発行されている場合は新株予約権証券の提出）が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。

19. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り記名式新株予約権証券を発行する。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算

ご注意：この文書は、当社が新株式及び第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

定した結果に、公募増資の場合の発行条件等との比較による検討結果を加味して、本新株予約権 1 個の払込金額を金 9,380 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 19 年 3 月 22 日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 10%上回る額とした。

21. 行使請求受付場所

当社経営統括部

22. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 銀座支店

23. その他

- (1) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社が新株式及び第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

IV. ご参考

1. 調達資金の使途

(1) 調達資金の使途

新株式及び新株予約権の発行による調達資金並びに新株予約権が権利行使された場合の調達資金の合計1,319百万円から発行諸費用の概算額14百万円を差し引いた残額1,305百万円については、有機エレクトロニクス分野の設備投資資金及び運転資金に充当する予定であります。なお、強制行使の際に行うプレスリリースにおいては、使途を記載いたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更ありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループの利益配分の基本方針につきましては、当社グループ株主の皆様への利益配当を第一と考えたうえで、財務体質と経営基盤の強化を図り、併せて今後の事業展開を勘案し、配当性向と内部留保のバランスを図るとともに、現在の超低金利状態に鑑み、当社グループに対する株主の皆様への長期投資に対応する利益配当を継続することを基本方針としております。

また、平成19年1月26日付『特別損失の発生及び平成19年6月期業績予想の修正及び配当予想の修正に関するお知らせ』にて発表いたしました配当予想の修正により、今期期末配当を無配とすることをお知らせいたしました。早期の復配に向け、業務改革に取り組んでまいります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記基本方針に基づき決定いたします。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成16年6月期	平成17年6月期	平成18年6月期
1株当たり当期純利益	6.65円	△66.07円	△11.64円
1株当たり年間配当金	8.75円	－円	－円
実績配当性向	131.5%	－%	－%
自己資本当期純利益率	2.2%	△21.9%	△4.5%
純資産配当率	2.5%	－%	－%

(4) 内部留保資金の使途

運転資金運用いたします。

ご注意：この文書は、当社が新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. その他

(1) 今回の増資による発行済株式の推移

現在の発行済株式総数	14,901,224株
増資による増加株式数	283,000株
増資後発行済株式総数	15,184,224株

(注) 現在の発行済株式総数は、平成19年3月22日現在の数値であります。

(2) 増資後の大株主構成等

順位	株主名	所有株式数	所有割合
1	津上 健一	1,621,800株	10.68%
2	津上 喜久恵	1,525,000株	10.04%
3	津上 晃寿	444,200株	2.93%
4	株式会社日立ハイテクノロジーズ	360,000株	2.37%
5	日本証券金融株式会社	292,600株	1.93%

(注) 所有株式数は、平成18年12月31日現在の各株主の所有株式数に、今回の増資による増加株式数を加えた数値であります。また、所有割合は、各株主の所有株式数を増資後発行済株式総数で除した数値であります。

(3) 潜在株式による希薄化情報等

今回の新株式発行後の発行済株式総数に対して、今回のファイナンスを実施することにより増加する潜在株式数の比率は18.5%になる見込みであります。また、過去に発行しているストックオプションを含めた潜在株式数の比率は18.7%になる見込みであります。

(注1) 潜在株式数の比率は、既に発行されている新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数並びに、今回発行する第1回新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数を今回の新株式発行後の発行済株式総数で除した数値であります。

(注2) 今回の新株式発行後の発行済株式総数は、平成18年12月31日現在の発行済株式総数に今回の増資による増加株式数を加えた数値であります。

(4) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスは以下のとおりです。

該当なし

ご注意：この文書は、当社が新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

②過去3決算期間及び直前の株価の推移

	平成16年6月期	平成17年6月期	平成18年6月期	平成19年6月期
始 値	2,400 円	1,160 円	899 円	765 円
高 値	2,850 円 □ 1,450 円	981 円 ※ 1,250 円	1,386 円	915 円
安 値	1,880 円 □ 1,060 円	718 円 ※ 765 円	650 円	356 円
終 値	1,160 円	890 円	775 円	393 円

- (注) 1. 平成19年6月期の株価については、平成19年3月22日現在で表示しております。
 2. 最高・最低株価は、平成16年12月13日よりジャスダック証券取引所におけるものであり、それ以前は日本証券業協会のものであります。なお、平成17年6月期の事業年度別最高・最低株価のうち、※は日本証券業協会の公表のものであります。
 3. □印は、株式分割権利落後の株価を示しております。

③過去3決算期間の株価収益率及び自己資本利益率の推移

	平成16年6月期	平成17年6月期	平成18年6月期
株価収益率	174.4 倍	一倍	一倍
自己資本利益率	2.2%	△21.9%	△4.5%

- (注) 1. 各決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を1株当たり当期純利益で除した割合です。
 2. 各決算期の株主自己資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を純資産（期首の値+期末の値）÷2で除した割合です。

ご注意：この文書は、当社が新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 新株式及び新株予約権の割当先及び割当額

割当予定先の氏名又は名称		メリルリンチ日本証券株式会社	
新株式	割当株式数	283,000株	
	払込金額	100,097,100円	
新株予約権	割当新株予約権数	1,000個	
	払込金額	9,380,000円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング	
	代表者の氏名	小林 いずみ	
	資本金の額	92,768,250,000円	
	発行済株式数	1,755,365株	
	主な事業内容	証券業	
	大株主及び持株比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド、100%	
	主な経営成績・財政状態	(平成18年3月31日現在)	
		営業収益	104,718百万円
		営業利益	22,065百万円
		経常利益	20,975百万円
	当期純利益	7,891百万円	
	総資産	2,750,275百万円	
	純資産	121,353百万円	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項なし	
	設備の賃貸借関係	該当事項なし	
	役員の兼務関係	該当事項なし	

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、平成19年3月19日現在のものです。

5. 割当新株式の譲渡報告に関する事項等

当社は割当先との間において、割当新株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。ただし、割当先との間において、割当新株式効力発生日（平成19年4月9日）より2年間において、当該割当新株式の全部又は一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

ご注意：この文書は、当社が新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 今後の増資についての考え方

今後の事業展開並びに資金需要、業績見通しを踏まえたうえで、慎重に検討いたします。

7. 発行の日程

(1) 新株式

平成 19 年 3 月 23 日	新株式取締役会発行決議
平成 19 年 3 月 23 日	有価証券届出書提出日
平成 19 年 4 月 5 日	有価証券届出書効力発生予定日
平成 19 年 4 月 9 日	申込期日
平成 19 年 4 月 9 日	払込期日
平成 19 年 4 月 9 日	資本組入日、新株券交付日

(2) 新株予約権

平成 19 年 3 月 23 日	新株予約権発行取締役会決議
平成 19 年 3 月 23 日	有価証券届出書提出日
平成 19 年 4 月 5 日	有価証券届出書効力発生予定日
平成 19 年 4 月 9 日	割当日
平成 19 年 4 月 9 日	申込期日
平成 19 年 4 月 9 日	払込期日
平成 19 年 4 月 10 日	新株予約権行使請求開始日
平成 21 年 4 月 10 日	新株予約権行使請求終了日

ご注意：この文書は、当社が新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。